

障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例案パブリックコメントにおける

御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月22日（金）まで
- 2 意見件数等 2人の方から4件の御意見をいただいた。
- 3 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の内容	県の考え方
1	<p>・ 障害者差別解消法改正が令和6年4月より施行されるのは理解できるが、障害者雇用の現状はどうなっているのか。行政も法定障害者雇用率を意識した採用活動をするべき。行政が先頭にあつて、示さないと、民間は、ついてこない。条文だけ変えても現場の実態を考えないと何も変わらない。</p>	<p>・ 障害者雇用につきましては、「障害者雇用促進法」等に基づき推進することとしています。</p> <p>・ いただいた御意見は、今後の施策を検討する際の参考にさせていただくとともに、関係各課にも共有いたします。</p>
2	<p>・ 障害者の不安に対して相談する場所が不足している。あるアンケート結果によると職場で悩み事があった時に1番多い行動は、我慢する、または誰にも相談しない、できない。であった。</p> <p>・ パワハラ、セクハラ、モラハラなど、どこに相談していいのか、わからないと、回答している。障害者に寄り添う相談場所の確保と支援制度の情報発信を積極的に実施するべき。非課税世帯に支給されている給付金の確認書ですら、毎回記入箇所が難しい。記入があっているか、間違っているのか、不安になる、事前に確認してもらいたいなど、身近な不安も聞こえてきている。</p>	<p>・ 差別解消については、障害のある人に対する相談支援体制の充実につとめていくとともに、相談機関等の周知に努めて参ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯のコールセンターに自ら問い合わせると、精神障害者系は、何を伝えたらいいのか、途中でわからず、電話の相手にバカにされた、イタズラですか？と言われたなど、障害者差別解消する以前に、あきらめている状況がある。なんとか相談体制だけでも、作らないとただのルール変更だけで終わる。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の骨子案全体としては、おおむね、賛成できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見ありがとうございました。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい」は大変よいと思いますが、障害の定義をはっきりさせてください。 <p>障害者手帳を取得できない軽度の難聴者は各市町での福祉サービスが受けられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」では、対象となる障害者が明記されています。 ・県の要約筆記者派遣では手帳の有無にかかわらず必要としている人に通訳者の派遣ができますが県内の各市町では対応に差があります。 ・障害者基本法を基準にして対象外なので派遣は出来ないと断られている現状があります。 ・障害者基本法が改正されるようですが、その前にはっきりわかるようにお願いします。同じ県内で差がある現状を知ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例の「障害者」の定義につきましては、第2条第1号に定めたとおりです。 ・この条例の対象となる「障害者」は、障害者基本法第2条第1号及び障害者差別解消法第2条第1号に規定をしている「障害者」と同じです。したがってこの条例が対象とする「障害者」は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られてません。 ・要約筆記者派遣に関する御意見につきましては、各市町にも共有いたします。